

次の業務について、提案競技に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成30年5月11日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

平成30年度静岡県立浜松技術専門校離職者等再就職支援事業公募型訓練業務委託

### (2) 業務内容

離職者を対象とした公共職業訓練で次の訓練とする。

訓練番号	訓練科名	内容
1-1	オフィス・PC科	パソコン技能（Word・Excel・他）中級レベルの習得を主とした訓練
1-2	オフィススペシャリスト科	パソコン技能（Word・Excel・他）上級レベルの習得を主とした訓練
1-3	Web・簿記科	Web ページ作成の基礎的知識や技能の習得と、簿記3級の資格取得を主とした訓練
1-4	Web・介護スタッフ科	Web ページ作成の基礎的知識や技能の習得と、介護職員初任者研修課程の習得を主とした訓練
1-5	(デュアル)介護職員初任者研修科	企業実習を含めた、介護職員初任者研修課程の習得を主とした訓練
1-6	(デュアル)建設・建築スタッフ科	企業実習を含めた、建設産業で求められる知識や技能の習得を主とした訓練
1-7	(定住外国人)介護職員初任者研修科	定住外国人向けの、介護職員初任者研修課程の習得を主とした訓練
2-1	オフィス・ビジネス科	若年者優先の訓練で、パソコン技能（Word・Excel・他）初級レベルの習得を主とした訓練
2-2	オフィス・PC科	パソコン技能（Word・Excel・他）中級レベルの習得を主とした訓練
2-3	パソコン簿記科	パソコン技能（Word・Excel・他）初級レベルの習得と簿記3級の資格取得を主とした訓練
2-4	オフィス・IoT科	IoTに関する技術及び知識と、パソコン技能（Word・Excel・他）の習得を主とした訓練
2-5	医療・調剤事務科	医療事務及び調剤事務の習得を主とした訓練
2-6	(デュアル)介護職員初任者研修科	企業実習を含めた、介護職員初任者研修課程の習得を主とした訓練
2-7	(定住外国人)観光サービス科	定住外国人向けの、観光、販売、サービス等に関連する知識と技能の習得を主とした訓練

## 2 訓練実施期間

訓練番号	訓練科名	実施地域	科数	訓練期間
1-1	オフィス・PC科	浜松・浜北・細江 ハローワーク管内	2	(1)平成30年9月下旬から平成30年11月下旬までの2か月

				(2)平成31年1月下旬から平成31年3月下旬までの2か月
1-2	オフィススペシャリスト科	浜松・浜北・細江ハローワーク管内	1	平成30年10月中旬から平成31年1月中旬までの間で3か月
1-3	Web・簿記科	浜松・浜北・細江ハローワーク管内	1	平成30年9月中旬から平成30年12月中旬までの3か月
1-4	Web・介護スタッフ科	浜松・浜北・細江ハローワーク管内	1	平成30年10月中旬から平成31年1月中旬までの3か月
1-5	(デュアル)介護職員初任者研修科	磐田・掛川ハローワーク管内	1	平成30年9月下旬から平成30年12月下旬までの3か月
1-6	(デュアル)建設・建築スタッフ科	浜松・浜北・細江ハローワーク管内	1	平成30年10月上旬から平成31年2月上旬までの4か月
1-7	(定住外国人)介護職員初任者研修科	静岡県西部地区ハローワーク管内	1	平成30年10月上旬から平成31年2月上旬までの4か月
2-1	オフィス・ビジネス科	浜松・浜北・細江ハローワーク管内	1	平成30年11月中旬から平成31年2月中旬までの3か月
2-2	オフィス・PC科	磐田・掛川ハローワーク管内	1	平成30年11月上旬から平成31年1月上旬までの2か月
2-3	パソコン簿記科	磐田・掛川ハローワーク管内	1	平成30年11月下旬から平成31年2月下旬までの3か月
2-4	オフィス・IoT科	浜松・浜北・細江ハローワーク管内	1	平成30年12月上旬から平成31年3月上旬までの3か月
2-5	医療・調剤事務科	磐田・掛川ハローワーク管内	1	平成30年10月下旬から平成31年1月下旬までの3か月
2-6	(デュアル)介護職員初任者研修科	浜松・浜北・細江ハローワーク管内	1	平成30年11月中旬から平成31年2月中旬までの3か月
2-7	(定住外国人)観光サービス科	浜松・浜北・細江ハローワーク管内	1	平成30年12月中旬から平成31年3月中旬までの3か月

備考 静岡県西部地区ハローワーク管内とは、浜松、浜北、細江、磐田、掛川ハローワーク管内とする。

### 3 参加資格

次の(1)から(9)の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2

条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止又は指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 静岡県内に訓練実施事業所となる本社、営業所等を有していること。

(7) 最近1か年において、都道府県税（法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(8) 平成26年度から実施されている職業訓練サービスの質向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成23年策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」（以下「ガイドライン研修」という。）を委託契約を締結する日から過去5年以内に受講した者が委託先機関に在籍していること又は委託先機関がIS029990（非公式教育・訓練における学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項）を取得していること（以下「ガイドライン研修等の受講要件」という。）。ただし、ガイドライン研修等の受講要件を満たしていない場合は、平成32年度末までにガイドライン研修等の受講要件を満たすこと。

(9) その他訓練ごとに定める仕様書の要件に適合した者であること。

#### 4 手続等

##### (1) 担当部署

〒435-0056 静岡県浜松市東区小池町2444-1

静岡県立浜松技術専門学校訓練課企画・情報班

電話番号：053-462-5602 FAX番号：053-462-5604

E-mail：hamamatsutc\_kyomu@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 募集要項の配布

###### ア 配布期間

平成30年5月11日（金）から平成30年7月5日（木）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後4時までとする。

###### イ 配布場所

上記(1)に同じ

なお、静岡県立浜松技術専門校ホームページからも入手可能

(3) 説明会

次のとおり説明会を開催する。

ア 開催日 平成30年5月18日（金）

イ 時間 午後2時から午後4時まで

ウ 会場 静岡県立浜松技術専門校（静岡県浜松市東区小池町2444-1）

エ 説明会参加申し込み期限 平成30年5月16日（水）午後4時

(4) 提出書類

ア 提出書類 企画提案競技参加申請書、企画提案書、その他関係書類

イ 提出期限 訓練番号毎に次のとおりとする。

(7) 平成30年5月31日（木）午後4時（訓練番号：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7）

(8) 平成30年7月5日（木）午後4時（訓練番号：2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

5 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は平成30年度静岡県立浜松技術専門校離職者等再就職支援事業企画提案競技募集要項による。